

EZO マネー会員規約一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は EZO マネーをご愛用いただき、誠にありがとうございます。

さて、現在ご利用いただいている EZO マネーの会員規約を 2019 年 11 月 1 日付で一部改定いたします。
変更点は下記のとおりです。

敬具

記

※下線部は変更箇所を示します。

u003c/divu003e

改定前	改定後
<p>第 7 条 会員資格の有効期限・会員資格喪失後の残高取扱</p> <p>会員は、最後に EZO マネーを利用した日または最後にチャージした日から 5 年 を経過した日をもって、自動的に会員資格を喪失するものとし、残高の有無に関らず、一切の EZO マネーサービスを利用できなくなります。この場合 EZO マネー残高がある場合でも、現金の払い戻しは行われないものとします。</p>	(削 除)
<p>第 8 条～第 11 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 条～第 10 条 (現行どおり)</p>
<p>第 12 条 紛失、盗難等</p> <p>1. ～ 2. (条文省略)</p> <p>3. 会員が紛失・盗難届出時に EZO マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難した EZOCA カードに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第 11 条 紛失、盗難等</p> <p>1. ～ 2. (現行どおり)</p> <p>3. 会員が紛失・盗難届出時に EZO マネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高について、当社は一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>第 13 条～第 16 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条～第 15 条 (現行どおり)</p>
<p>第 17 条 制限責任</p> <p>本規約第 9 条に定める利用およびその他の理由により、会員が EZO マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)</p>	<p>第 16 条 制限責任</p> <p>本規約第 8 条に定める利用およびその他の理由により、会員が EZO マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。(当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。)</p>
<p>第 18 条～第 19 条 (条文省略)</p>	<p>第 17 条～第 18 条 (現行どおり)</p>

以上